

国際法・外交文書からみる竹島問題

1. 領土紛争と国際法

○ 国際法とは

- ・ 国家間の関係を規律する法
- ・ 条約と国際慣習法
- ・ 国際判例は別事件を拘束せず(しかし、判例により「法」が示されることがある)

○ 領土の取得に関する国際法

- ・ 割譲——講和条約による割譲、平時の売買、交換など
- ・ 先占——国家が領有意思をもって無主の土地を実効的に占有
- ・ 時効——自国の領土でない領土を領有意思をもって相当期間中断なく平穩公然に統治
- ・ 添付——自然現象又は埋め立てによる海岸線の変更
- ・ 征服——他国を攻め滅ぼして国家として消滅させてしまう場合(今日では不法)

○ 国際判例を通じて示された法

- ・ パルマス島事件(アメリカ=オランダ、常設仲裁裁判所判決 1928年)
東部グリーンランド事件(デンマーク=ノルウェー、常設国際司法裁判所判決 1933年)
マンキエ・エクレオ事件(イギリス=フランス、国際司法裁判所判決 1953年)
- ・ 国家権能の平穩かつ継続した発現 / 実効的占有 /
実効性を伴わない主張は争われる / 歴史的主張よりも主権行使の実効性 /
原始的権原は当世の他の有効な権原に代替される必要 / 国家機能の発現の立証
間接的推定よりも係争地の占有に直接関係のある証拠
- ・ クリティカルデイト(証拠許容の期日=紛争が具体的に発生した日)
それ以降の行為(当事者の法的地位を改善するために採られたもの)は考慮されない

○ 竹島領有権紛争に当てはめると?

- ・ 歴史的権原——江戸時代に日本人が官許を得て渡航
- ・ 近代国際法上の権原に置き換え——明治28年領土編入閣議決定・島根県告示(先占)
その後、行政権の行使を継続(国家権能の平穩かつ継続した発現)
- ・ 平和条約との関係——竹島の地位に変動なし

- ・クリティカルデイト?— 1952.1.18 李ライン、日 1.28 否認(竹島領有権紛争発生)

2. 先の大戦と日本領土処分

- ポツダム宣言受諾により連合国が日本に残す島を決定できることになった

- ・ ポツダム宣言:「カイロ宣言の条項は履行せらるべく、また日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に極限せらるべし」

- ・ カイロ宣言:「日本国は、また、暴力及び強欲により日本国が略取した他のすべての地域から駆逐される」「…やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する」

- しかし、領土の最終決定は平和条約によるのが国際法の原則

- ・ 竹島は、併合前に朝鮮領土であったことはないので朝鮮の独立によって分離されるいわれはない。竹島は、“暴力・強欲により略取した地域”ではないので、“駆逐される”いわれはない。

- ・ それゆえ平和条約による“諸小島”の決定に際しては日本に残されることが期待された。

3. 平和条約締結までの間における総司令部の措置

- GHQ指令により竹島に対する行政権が停止された。

- ・ 連合国最高指令官総司令部覚書(SCAPIN)677「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」(1946.1.29)

- 1 日本国外のすべての地域に対し…政治上又は行政上の権力を行使すること及び行使しようとすることは、すべて停止するよう日本国政府に指令する。

- 3 この指令の目的から日本という場合は、次の定義による。…日本の範囲から除かれる地域として、(a)鬱陵島、竹島、濟州島、(b)北緯30度以南の琉球列島、伊豆、南方、小笠原、硫黄諸島及び大東諸島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外郭太平洋全諸島、(c)千島列島、齒舞群島、色丹島。

- 4 さらに、日本帝国政府の政治上、行政上の管轄権から特に除外せられる地域は、次のとおりである。(a)1914年の世界大戦以来日本が委任統治その他の方法で奪取又は占領した全太平洋諸島、(b)満州、台湾、澎湖列島、(c)朝鮮、及び(d)樺太。

- 6 この指令中の条項は、いずれもポツダム宣言第8項にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない。

- GHQ指令で操業許可水域が設定され日本人は竹島に近づけなくなった

・ 連合最高指令官総司令部覚書(SCAPIN)1033「日本の漁業及び捕鯨業に認可された区域に関する覚書」(1946.6.22)

3 (b)日本の船舶及びその乗員は、竹島から12マイル以内に近づいてはならない。またこの島とは一切接触を持ってはならない。

5 この認可は、関係地域又はその他いずれの地域に関しても、日本国家の管轄権、国際境界線又は漁業権についての最終決定に関する連合側政策の表明ではない。

○ しかし、領土の最終決定は平和条約によるのが国際法の原則

・ GHQには領土の処分権なし。

・ 指令中にも最終決定に関する連合国の政策を示すものでないと断つてある。

4. サン・フランシスコ平和条約の起草過程

○ 米国の平和条約草案は当初竹島を朝鮮に含めていたが誤りに気づき訂正

・ 1947年3月から1949年11月までの米国国務省草案では、竹島は、濟州島、巨文島とともに朝鮮放棄条項に掲げられていた。

・ 1949年12月の草案では、シーボルト駐日米政治顧問が「竹島に対する日本の領土主張は古く正当であると思われる」と注意喚起したのを受けて、竹島は朝鮮放棄条項から削除された。

・ 1950年春以降、ダレス John Foster Dulles 国務長官顧問が各国との調整など実質的な起草者としての役割を担うことになり条文の構成も変わったが、竹島を日本が保持する主旨に変わりはない。

・ 米国としての正式な草案は1951年3月23日付けで作成され、各国に示された。同草案の朝鮮放棄条項は、単に「日本は、朝鮮、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定していた。

○ 英国案も竹島を分離していたが米英協議を経て最終的に日本保持が確定

・ 他方、英国は、独自に対日平和条約草案を作成していた。1951年4月7日付け英国草案は、初期の米国国務省草案のように日本を囲繞する線により日本の領土的範囲を規定し、竹島をその線の外に置いていた。

・ 1951年5月ワシントンで米英の協議が行われ、米国案でいくことになった。しかし、英国は正確を期すため朝鮮放棄条項に濟州島、巨文島、鬱陵島の名称を加えることを主張し、米国は受け入れた。

・ 1951年6月ロンドンでの米英の協議の結果1951年6月14日付けで改訂米英草案が成立した。同草案の朝鮮放棄条項は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、

巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」となり、この条文が最終的に1951年9月8日の「日本国との平和条約」(サン・フランシスコ平和条約)第2条(a)となった。

・ 斯くして、サン・フランシスコ平和条約上、竹島を日本が保持することが確定した。

5. 韓国の竹島領土要求と米国による拒否

○ 1951年7月、韓国は竹島を韓国領土とする改訂米英草案の修正を要求した

・ 1951年7月19日梁祐燦韓国大使がダレス国務長官顧問を訪問し、修正要求の文書を手交した。

<改訂米英草案>「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」

<韓国の修正案>「日本国は、朝鮮の独立を承認して、朝鮮並びに済州島、巨文島、鬱陵島、独島及び波浪島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する。」

○ 1951年8月、米国は、竹島は日本領だとして韓国の要求を拒否した

・ 7月19日付けの韓国の草案修正要求に対し、米国政府は、アチソン Dean Acheson 国務次官補が1951年8月10日付け文書で回答し、

> 「1945年8月9日の日本によるポツダム宣言受諾が同宣言で取り扱われた地域に対する日本の正式ないし最終的な主権放棄を構成するという理論を条約がとるべきだとは思わない、

> 「独島又は竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年ころから日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある、この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない

として修正要求を拒否した。

○ 条約発効を前に李ライン設定——竹島領有権紛争の発生

・ 8月3日付け米国国務省メモには、独島と波浪島を韓国大使館に照会したところ独島は鬱陵島又は竹島の近くであろう、波浪島もそうかもしれないとのことであったとある。韓国の準備不足には、朝鮮戦争など困難な事情があったのかもしれない。しかし歴史にifはない。4でみた条約起草経過に加え、上記のことからも、平和条約

上竹島を日本が保持することが確定したことは明らかである。

- ・ なお、韓国は、上記7月19日付けの公文で、在韓日本資産の処分の日本による効力承認とマッカーサーライン(前記3のSCAPIN1033等による日本漁船の操業許可区域)の存続も要求した。前者は認められたが、後者は拒否された。

- ・ 韓国は、翌1952年4月の条約発効を前に、1月18日李承晩ラインを設定し竹島をその中に取り込んだ。日本は1月28日公海上の線引きに抗議するとともに竹島の主権僭称を否認し、ここに竹島領有権紛争が発生した。